

平成28年度 第3回京都市公共事業評価委員会 議事録

第3回委員会では平成28年度再評価及び事後評価対象事業に係る意見書の取りまとめを行った。

1 日 時 平成28年12月12日（月） 午後2時00分～午後3時10分

2 場 所 職員会館かもがわ「大多目的室」

3 出席者

（1）委員

戸田委員長，桑原委員，徳久委員，中川委員，舞谷委員，宮澤委員，廣岡委員，
廻委員

（2）市職員

建設局長，建設企画部長，道路建設部長，道路建設部担当部長，土木管理部担当部長，
上下水道局下水道担当部長，他関係職員

4 内 容

これまでの委員会における審議を踏まえ「平成28年度公共事業の評価に関する意見書」の取りまとめを行った。この意見書を京都市長に提出することで，委員会から京都市への意見具申とする。

また，「事業評価調書の改訂」について，事務局から説明を行った。

・平成28年度公共事業の評価に関する意見書（素案）

＜まえがき＞

委 員：現地視察で実際に現地を見るのと，書面で説明を聞くのとでは大違いであり，現地視察で具体的に事業の進ちょく状況などを確認できたことから「審議を行い，現地調査を行うなどし」と記載してはどうか。

委 員：現地視察は，委員が事業内容を理解するのに非常に役立っており，委員会活動の一部であることから，現地視察を含めて丁寧な審議をしたと記載して欲しい。「3回の審議を行った」というあたりに追記してはどうか。

京都市：現地視察について追記する。

＜1 本委員会における審議経緯＞

質疑応答無し

＜2 全体についての意見＞

委 員：全事業を事業継続は妥当と判断しているが，個別事業について，委員からいくつか意見を付しており，個別事業の意見にはそれが反映されているが，この「2 全体についての意見」についても，この委員会で議論した結果として，意見を追記した方がよいと考えるがどうか。

京都市：個別事業への記載だけでなく，「2 全体についての意見」においても，いただいた意見を追記する。

＜ 3 個別事業に対する意見＞

＜再評価＞

（１）街路事業 I・Ⅲ・25 鴨川東岸線（第二工区）

委員：委員会の審議の中で 環境、景観への配慮だけでなく、住んでいる方の安全性についても議論があった。住民の生活の利便性や安全性を担保するため、既存道路の整備も一体的に行って欲しいという意見だったと記憶しているが、その内容を追記できないか。

京都市：「周辺住民の利便性や安全性を確保、あるいは考慮したうえ」などの文言を記載する。

（２）道路事業 一般国道 162 号（栗尾バイパス）

（質疑応答無し）

（３）道路事業 京都広河原美山線（二ノ瀬バイパス）

委員：「未買収地は残り 1 件であり」という記載は、栗尾バイパスには記載がないが、事業が進んでいることを強調するために、あえて加えているのか。

京都市：用地買収は時間を要するため、あと 1 件と記載することで、今後、事業進ちよくを図ることができることを強調するため記載している。

（４）河川事業 七瀬川

委員：「遊水地」について、「遊水地の整備」か「遊水地の設置」と記載した方が、伝わりやすく、文章の統一性もよくなるのでは。また、「有効活用」の記載についても、「空間の有効活用」と言葉を足した方がよいのでは。

京都市：「遊水地」を「遊水地の整備」、「有効活用」を「空間の有効活用」に修正する。

（５）住宅地区改良事業 三条鴨東地区

委員：「公共施設」について、多くは緑地や児童公園であり、公共施設だと一般の人は建物をイメージするため、「児童遊園などの公共施設」と記載した方がよいのでは。

京都市：「児童遊園などの公共施設」に修正する。

＜事後評価＞

（１）道路事業 宝が池通

（質疑応答無し）

（２）街路事業 竹田街道

（質疑応答無し）

（３）下水道事業 北部地域特定環境保全公共下水道事業

委員：1 段落目の事業内容には、北部地域の住民の快適な生活を支える、観光地の河川の水質改善、及び水環境及び下流地域の水環境の保全の 3 つ要素があるが、2 段落目の意見には、住民の快適な生活を支える部分の記載がない。1 段落目と 2 段落目を対応した記載にした方がよいのでは。

京都市：記載方法を調整し，対応した記載に修正する。

委 員：地区として，大原，静原，鞍馬，高雄と4地区挙げられているが，河川は，貴船川を含め5河川の記載があり，5地区，5河川に合わせた方がよい。地区に貴船を入れることはできないか。

京都市：貴船，鞍馬で一つの地区だが，貴船という地区を追記する。

